



# 指定開発行為廃止に係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年4月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第29条第1項に基づき向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る指定開発行為廃止届の提出がありましたのでお知らせします。

指定開発行為者	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 小田急電鉄株式会社 代表取締役 山木 利満
指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為）
指定開発行為を予定していた区域	川崎市多摩区长尾二丁目8-1 他
指定開発行為の目的	戸建住宅、低層集合住宅、多目的施設、飲食等施設、 ガーデンゾーン管理施設、店舗・事務所等の新設
指定開発行為の内容	区域面積：約145,410㎡ 計画戸数：220戸 計画人口：770人 建築面積：約17,520㎡ 延べ面積：約34,660㎡ 建物高さ：約4m～約11m
廃止年月日	平成26年4月14日（月） （廃止届提出日 平成26年4月14日）
公告日	平成26年4月21日（月）
問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156

※当該指定開発行為は平成22年3月26日付けで指定開発行為実施届の提出があり、平成25年2月27日付けで条例準備書を公告・縦覧していたものです。